

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本交企第1375号
平成22年8月31日
宮城県警察本部長

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則運用要綱の一部改正について(通達)みだしのことについては、「宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則運用要綱の一部改正について(通達)」(平成21年3月30日付け宮本交企第401号。以下「旧通達」という。)により、運用してきたところであるが、このたび宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則運用要綱を一部改正したので通達する。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

市町村による更なる飲酒運転根絶のための施策の推進を図るため、宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則(平成19年宮城県公安委員会規則第16号。以下「規則」という。)が一部改正されたことに伴い、警察署長等が作成し交通部交通指導課長に送付する飲酒運転違反者検挙票(別記様式第1号)の送付期日を改めるとともに、規則第3条第2項に規定する別記様式第1号及び別記様式第2号の記載要領等を規定したものである。

2 改正の要点

(1) 飲酒運転違反者検挙票の送付期日の改正

飲酒運転違反者検挙票は、これまで1月分まとめて翌月5日まで送付していたが、これを発生の都度速やかに送付することに改めた。

(2) 様式の記載要領

規則別記様式第1号及び別記様式第2号の記載内容が細分化されたことに伴い、具体的な記載要領を明示した。

(3) 様式の交付方法

市町村長に対する規則別記様式第1号及び別記様式第2号の交付方法は、警察署に勤務する警部補以上の幹部が直接交付するとともに市町村における飲酒運転の再発防止の措置の推進を要請するものとした。

3 施行期日

平成22年9月1日

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則（平成19年宮城県公安委員会規則第16号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 飲酒運転の再発防止のための措置

1 再発防止教育

規則第2条に規定する宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う飲酒運転の再発防止に必要な教育は、飲酒運転の危険性及び悪質性を理解させるため、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第2号の規定に基づく講習（以下「取消処分者講習」という。）又は同項第3号の規定に基づく講習（免許の保留等の期間が40日未満の者を対象とする講習を除く。以下「停止処分者講習」という。）を受講する者のうち、規則第2条に規定する飲酒運転違反者（以下「飲酒運転違反者」という。）に対し、学級を編成して行うものとする。

2 停止処分者講習を受講しない飲酒運転違反者に対する指導

停止処分者講習を受講しない飲酒運転違反者に対する指導は、交通部運転教育課長が、運転免許の停止処分の期間が満了した日の翌月に、飲酒運転再発防止のための資料を送付して行うものとする。

3 対象外飲酒運転違反者に対する指導

- (1) 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、対象外飲酒運転違反者（宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年宮城県条例第86号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する飲酒運転を行った者で、飲酒運転違反者に該当せず、別に定める酒気帯び運転警告実施報告書による警告を受けた者をいう。以下同じ。）が、当該警告を受けた日から過去1年以内に同様の警告を1回以上受けている場合は、当該対象外飲酒運転違反者の住居地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）にその旨を通報するものとする。
- (2) 前記(1)の通報を受けた署長は、対象外飲酒運転違反者又はその家族に対し、出頭を求め、又は訪問するなどして飲酒運転の再発防止に必要な指導を行うものとする。

第3 市町村長等に対する情報の提供

1 情報提供の対象となる従業員

規則第4条及び第5条に規定する情報提供は、従業員（正規雇用、臨時雇用、契約社員等の雇用形態を問わず、事業者等の事業所等において、その業務に直接に従事する者すべてをいう。）が飲酒運転違反者となった事業者等又は事業者団体に対して行うものとする。

2 情報の提供方法等

(1) 情報の通報

ア 宮城県警察高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）は、飲酒運転による交通事故を取り扱った場合は、当該交通事故に係る規則第3条第1項第1号に規定する情報を当該交通事故の発生場所を管轄する署長に通報するものとする。

イ 宮城県警察機動警ら隊長、宮城県警察交通機動隊長、高速隊長及び署長は、飲酒運転違反者（交通事故に係るものを含む。以下同じ。）を検挙した場合は、飲酒運転違反者検挙票（別記様式第1号）を作成し、速やかに交通指導課長に送付し、交通指導課長は同写しを交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に送付するものとする。

(2) 飲酒運転による交通事故情報の提供

ア 書面の交付

規則第3条第1項第1号に規定する情報の提供は、当該交通事故の発生地を管轄する署長が、市町村長（仙台市については、仙台市区の設置等に関する条例（昭和63年仙台市条例第118号）第2条第1項に規定する区の長を含む。）に対して、発生後おおむね5日以内に規則別記様式第1号の書面を交付して行うものとする。

イ 記載要領

(ア) 前記アの書面の飲酒運転違反者の欄

飲酒運転違反者の欄の性別、年代及び居住地域の記載については個人情報に配慮し特定の個人が識別されないよう性別及び年代の記載とし、居住地域については町名（丁目及び小字を除く。以下同じ。）までの記載とする。ただし、町名を記載することにより特定の個人が識別されるおそれがあると認められるときは、地域性を勘案してその記載の可否を判断する。

(イ) 前記アの書面の飲酒の状況の欄

飲酒の状況の欄については、市町村において飲酒運転の再発防止の措置を講じる観点から、捜査上支障のない範囲内でできる限り具体的に記載するものとする。

(3) 飲酒運転違反者の情報の提供

ア 書面の交付

規則第3条第1項第2号に規定する情報の提供は交通企画課長が市町村長に対して発生後おおむね5日以内に署長を経由して規則別記様式第2号の書面を、規則第4条に規定する情報の提供は交通企画課長が事業者等に対して規則別記様式第3号の書面を、規則第5条に規定する情報の提供は交通企画課長が事業者団体に対して規則別記様式第4号の書面をそれぞれ交付して行うものとする。

ただし、規則第3条第1項第1号と同条第1項第2号に規定する情報の提

供先となる市町村長が同一となる場合には、規則別記様式第2号の書面の交付を省略することができるものとする。

イ 記載要領

前記アの規則別記様式第2号の書面の飲酒運転違反者及び飲酒の状況の欄の記載要領については、前記(2)ーイと同様とする。

(4) 書面の交付方法

前記(2)ーア及び(3)ーアの書面の交付方法は、市町村長に対しては警察署に勤務する警部補以上の幹部が直接交付するとともに市町村における飲酒運転の再発防止の措置の推進を要請するものとし、事業者等及び事業者団体に対しては郵送又はファクシミリにより行うことができるものとする。

3 記録・保管

交通企画課長及び署長は、情報の提供状況を飲酒運転違反者通知一覧表（別記様式第2号）に記録し、前記2-(2)ーア及び(3)ーアの書面とともに、5年間保管するものとする。

第4 飲酒運転根絶活動推進委員等

1 推進委員の推薦及び委嘱の手続

(1) 規則第6条の規定による飲酒運転根絶活動推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦は、当該警察署の管轄区域内（以下「管内」という。）に居住又は勤務する者の中から、別に通知した人数の範囲内で、飲酒運転根絶活動推進委員推薦報告書（別記様式第3号）により交通企画課長を経由して行うものとする。

(2) 推進委員の委嘱は、委嘱状（別記様式第4号）、飲酒運転根絶活動推進委員証（別記様式第5号。以下「推進委員証」という。）及び飲酒運転根絶活動推進委員腕章（別記様式第6号。以下「推進委員腕章」という。）を交付して行うものとする。

(3) 署長は、推進委員が辞職したとき、又は解嘱されたときは、推進委員証及び推進委員腕章の返納を受け、これを保管するものとする。

2 推進委員に対する指導

署長は、委嘱の時その他必要に応じて、次に掲げる事項を推進委員に指導するものとする。

(1) 推進委員として活動する際は、推進委員腕章を着装するとともに推進委員証を携帯し、提示を求められたときはこれを提示すること。

(2) 地域住民の意見と要望を十分に尊重するよう努めること。

(3) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。

(4) 自治体、関係機関・団体と連携した効果的な広報活動等に努めること。

(5) 相談及び助言の内容については、その秘密を厳守すること。

3 推進委員及び協議会の周知

署長は、推進委員及び地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会（以下「協議会」

という。)の円滑かつ効果的な活動を促進するため、その周知に努めるものとする。

4 相談の受理等及び意見の申出に対する措置

(1) 署長は、推進委員が規則第7条第2号に規定する相談を受理した場合は、地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会相談受理票（別記様式第7号）の作成を求め、当該受理票の引継ぎを受けるとともに、必要な指導及び対応を行うものとする。

(2) 署長は、協議会から規則第12条第2号の規定による意見の申出を受けたときは、当該意見を管内での飲酒運転根絶施策に反映するよう検討するものとする。

5 活動の記録及び報告

(1) 署長は、推進委員及び協議会の活動状況を地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会活動記録簿（別記様式第8号）に記録しておくものとする。

(2) 署長は、推進委員の月ごとの活動状況を飲酒運転根絶活動推進委員活動状況報告書（別記様式第9号）により翌月の10日までに交通企画課長に報告するものとする。

6 推進委員の解嘱

(1) 署長は、管内の推進委員が飲酒運転行為やそのほう助行為等刑罰法令に触れるような行為又は推進委員としてふさわしくない反社会的・反道徳的な行為を行ったことを認めるときは、当該推進委員の解嘱を上申するものとする。

(2) 前記(1)の解嘱の上申は、飲酒運転根絶活動推進委員解嘱上申書（別記様式第10号）により交通企画課長を経由して行うものとする。

(3) 解嘱の通知は、解嘱通知書（別記様式第11号）を交付して行うものとする。

第5 公安委員会に対する報告

交通企画課長は、条例に基づく飲酒運転の再発防止のための措置、情報の提供状況及び推進委員の活動状況について、半期ごとに公安委員会に報告するものとする。

第6 飲酒運転根絶の日等における取組

交通企画課長及び署長は、条例第12条に規定する飲酒運転根絶の日（5月22日）及び飲酒運転根絶運動の日（毎月22日）においては、知事、市町村長及び関係機関・団体と連携して、飲酒運転のない安全で平穏な県民生活の実現を図るために必要な施策を実施するものとする。

別記様式第1号

年 月 日

交通部交通指導課長 殿

警察署（隊）長

飲酒運転違反者検挙票

検 挙 種 別		<input type="checkbox"/> 交通違反 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 酒酔い <input type="checkbox"/> 酒気帯び	
被 疑 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	職 業		
事 業 所	所 在 地		
	名 称 等	(代表者)	
	従業員数	<input type="checkbox"/> 50人以上 <input type="checkbox"/> 11～49人 <input type="checkbox"/> 10人以下 <input type="checkbox"/> 署で確認 <input type="checkbox"/> 本人の申立て	
	業 種	<input type="checkbox"/> 安全運転管理者選任事業所 <input type="checkbox"/> 運転手 (<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> ダンプカー <input type="checkbox"/> 会社タクシー <input type="checkbox"/> 個人タクシー) <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 飲食業 (<input type="checkbox"/> 経営 <input type="checkbox"/> 従業員) <input type="checkbox"/> 自動車 (<input type="checkbox"/> 販売業 <input type="checkbox"/> 自動車整備業) <input type="checkbox"/> 自営業 (<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 林業) <input type="checkbox"/> 団体職員 <input type="checkbox"/> 公務員 (<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 組合) <input type="checkbox"/> その他 ()	
車 両 番 号	(<input type="checkbox"/> 事業所の車両 <input type="checkbox"/> 私有車両 <input type="checkbox"/> その他)		
運 転 日 時	年 月 日午前・後 時 分ころ		
運 転 場 所	先道路上		
飲 酒 場 所			
飲 酒 量 等	<input type="checkbox"/> ビール <input type="checkbox"/> 焼酎 <input type="checkbox"/> 日本酒 <input type="checkbox"/> その他 杯 検知結果 mg / l		
備 考	(事故の場合はその概要等)		

別記様式第2号

飲酒運転違反者通知一覧表

(年)

No.

番号	違反者	違反・事故内容	勤務先	通知年月日	備考
1	住所 氏名 生年月日・性別	年月日 飲酒量 事故概要	住所 名称(代表者) 従業員数	違反年 月 日 事故年 月 日	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

- 注1 本様式は、提供した飲酒運転による交通事故及び飲酒運転違反者の情報について記載し、交通部交通企画課及び警察署が備え付けること。
2 違反・事故内容欄は、交通事故が関係する場合、その概要を簡記すること。
3 通知年月日欄は、該当する通知先に通知した年月日を記載すること。
4 備考欄は、通知先、交通切符の番号等を記載すること。

飲酒運転根絶活動推進委員推薦報告書

宮 第 号
年 月 日

宮城県警察本部長 殿

警察署長 印

被推薦者	本 籍				
	住 所	電話 ()			
	ふ り が な 氏 名	男	年 月 日生		
		女	(歳)		
	職 業		勤務先		
経 歴 等	家族の状況				
	経 歴				
	ボランティア 活 動 歴				
	表 彰 歴				
	健 康 状 態				
	運転免許関係	免許種別	交付公安委員会	免 許 番 号	
推 薦 理 由	警察署長意見				

委 嘱 状

殿

宮城県飲酒運転根絶に関する条例第13条第1項の規定により飲酒運転根絶活動推進委員に委嘱します

任期 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

宮城県公安委員会

印

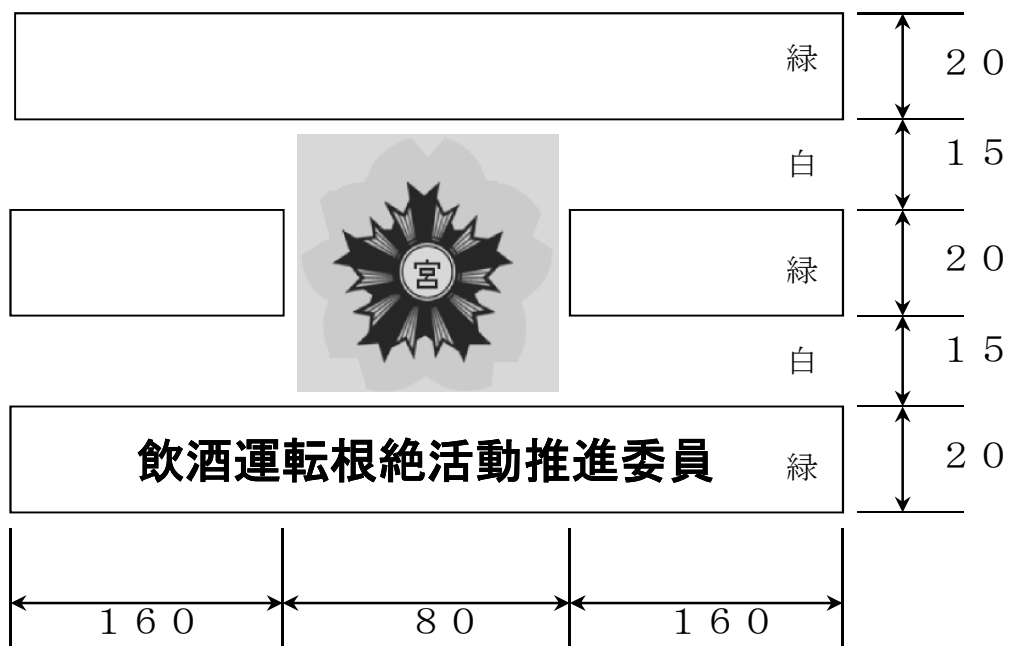
別記様式第5号

53	No.	
	写真	飲酒運転根絶活動推進委員証
	氏名	年 月 日生
		(推進協議会)
	年 月 日	
	宮城県公安委員会	印
	85	

注 数字の単位は、ミリメートル

別記様式第6号

飲酒運転根絶活動推進委員腕章



- 注1 文字は赤
2 記章は黄色地に黒
3 数字の単位はミリメートル

別記様式第7号

地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会相談受理票

		番 号	
受 理 欄			
受理日時	年	月	日 時 分 ころ
受 理 者	協議会名 () 推進委員氏名 ()		
相 談 者	住所 職業 生年月日	氏名 年 月 日	性別 () 電話番号
相談要旨			
措 置 (助言内容)		結 果	
引 継 ぎ 欄			
引継日時	年	月	日 時 分
引 継 者	警察署 係・氏名		
措 置			
結 果			

- 注1 本票は、推進委員から引継ぎを受けた相談事案ごとに作成すること。
 2 受理欄の各項目については、相談を受けた推進委員本人に直接記載を求めること。
 3 本票は、引継ぎ時及び措置・結果時に署長まで報告し、決裁を受けること。
 4 本票は、番号欄に暦年ごとに一連番号を記入し、5年間保管すること。

別記様式第8号

地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会活動記録簿

番 号	月 日	推進委員名	活 動 内 容	措 置

別記様式第9号

宮城県警察本部長 殿

年 月 日
宮 第 号
警察署長

飲酒運転根絶活動推進委員活動状況報告書（ 月分）

1 飲酒運転根絶に関する広報啓発活動

月 日	実施人員	活 動 内 容	備 考
/			
/			
/			
/			
/			

2 飲酒運転をした者の家族等からの相談の受理

月 日	相談件数	活 動 内 容	備 考
/			
/			
/			
/			
/			

3 その他の飲酒運転の根絶に寄与する活動（各種行事等への参加を含む。）

月 日	実施人員	活 動 内 容	備 考
/			
/			
/			
/			
/			

飲酒運転根絶活動推進委員解嘱上申書

宮 第 号
年 月 日

宮城県警察本部長 殿

警察署長

印

被 解 嘱 上 申 者	本 籍			
	住 所	電話 ()		
	ふりがな 氏 名	男 女	年 月 日生 (歳)	
	委嘱状況	所属協議会 推進協議会 委嘱番号 第 号		
解嘱に該当すると認められる事項				
備 考				

解 嘱 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会

印

あなたに委嘱した飲酒運転根絶活動推進委員の職は宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則第9条の規定により
解嘱したので通知します